

平成27年7月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)**

市町村分

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	横浜市 (神奈川県) 名古屋市 (愛知県)	地方法人税の国税化に伴う交付税算定の変更について	<p>法人住民税の国税化により失われる留保財源の相当額を確実に戻すために、各団体ごとの影響額を明確にしたうえで、影響額相当が必要額の増となるように算定すべきである。</p> <p>あるいは、基準財政需要額の増による対応ができない場合、各団体において失われた留保財源の相当額を基準財政収入額から控除することにより、相当額が留保財源の増となるよう措置すべきである。</p> <p>[新規]</p>	<p>採用する。</p> <p>平成27年度地方財政計画の歳出において、地方法人課税の偏在是正効果も財源として、まち・ひと・しごと創生事業費(1.0兆円)が計上された。これを踏まえ、地方団体がまち・ひと・しごと創生事業に取り組むための財政需要を算定するため、既存の費目に加えて人口減少等特別対策事業費を創設した。</p> <p>これにより、ご指摘の留保財源分を含め財源的な措置はなされており、地方法人税の創設に伴う実質的な減収は生じていないものと考えている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[段階補正]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	沖縄県	段階補正の見直し	人口4千人未満の団体における段階補正の算定方法を見直していただきたい。 [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 段階補正は人口4千人未満の団体について割増率を一律にするなど算定方法の簡素化等の観点からの見直しを行っているところである。 人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に反映することが必要と考えているが、算定方法の簡素化の要請もあることから、引き続き適切な係数の設定に努めてまいりたい。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[消防費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	ニセコ町 (北海道)	観光地等の救急業務需要に係る適切な補正係数の採用	<p>観光滞在者等(外国人観光客含む)により拡大している救急業務需要について、特に小規模自治体においては、その対応により本来果たすべき地域住民への救急業務提供にも影響がでている状況であることから、入湯税納税義務者による補正の新設を求める。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>観光滞在者に対する救急業務需要については、普通交付税で措置すべき標準的な経費とは言い難い。 なお、入湯税納税義務者と救急業務需要との関連性が認められず、交付税算定の簡素化を図る観点を踏まえると、新たな補正係数の導入は適切ではない。</p>
2	(省)	気仙沼市 (宮城県) 熊本市 (熊本県)	消防団員数に応じた必要経費の算定	<p>非常備消防団員の組織率は、自治体で様ではなく、人口規模や人口密度によってのみその率が変化するものではなく、特に地方にあっては、非常備消防団員の果たす役割は大きく、また、人口減少にある中で、定員の減員をしないよう取り組む必要がある。</p> <p>(改正案) 消防団員実数を用いた補正係数の新設</p> <p>[新規・継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>基準財政需要額の算定は、標準的な財政需要(人数)により積算されるものであり、消防団員の実数を補正係数で措置することは適当ではない。 なお、標準団員数を一定程度上回る団員数を条例定数としている団体における消防団員の確保に要する経費については、特別交付税により、所要の措置を講じているところである。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[消防費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	鶴岡市 酒田市 庄内町 (山形県)	消防費の算定における 合併市町の実情を反映 した密度補正の見直し	<p>消防防災・救急救命の観点及び面積・地形的な要因から、合併前と変わらない消防体制を維持する必要があるため、消防費については地域の実情に応じた密度補正の見直しを要望するもの。</p> <p>(改正案)</p> <p>現在、主に非常備消防についてのみ補正が行われている密度補正について、常備消防費についても補正対象とする。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>消防費については、人口密度の低い市町村に対しては密度補正Ⅰにより、非常備消防の経費等を割増しており、平成27年度から標準団体の面積を見直し、対象とする密度を450人/k㎡に拡大している。</p> <p>また、平成27年度から3年間をかけて標準団体における行政規模を見直していくとともに、新たに旧市町村における消防署所の維持に要する経費を反映することとしており、人口密度の低い市町村における財政需要をより適切に捕捉できるものと考えている。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[消防費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)	島根県全市町村 (19団体) (島根県)	消防費について、人口密度が低く可住地が分散している団体に対する適正な交付税算定への改正	<p>消防関係経費について、合併の有無に関わらず、人口密度が低く可住地が分散している市町村においては、交付税措置と決算額に大きな乖離が生じていることから、これについて実態を踏まえた算定への改正を求めるもの。</p> <p>(改正案) 〈常備消防〉 ①消防本部から距離があり、別に消防署等の設置が必要な団体について、距離補正による割増し(離島においては、距離に関わらず割増し) ②合併をして広域化した団体について、面積(可住地面積)に応じた割増し 〈非常備消防〉 ①非常備消防について単位費用から切り離し、補正係数により加算(消防団員数に応じた補正)</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>〈改正案のうち常備消防①及び②について〉 人口密度の低い市町村に対しては密度補正Iにより、非常備消防の経費等を割増しており、平成27年度から標準団体の面積を見直し、対象とする密度を450人/km²に拡大している。 また、平成27年度から3年間をかけて標準団体における行政規模を見直していくとともに、新たに旧市町村における消防署所の維持に要する経費を反映することとしており、人口密度の低い市町村における財政需要をより適切に捕捉できるものと考えている。</p> <p>〈改正案のうち非常備消防①について〉 基準財政需要額の算定は、人口を測定単位とした標準的な財政需要により積算されるものであり、消防団員の実数を補正係数で措置することは適当ではない。 なお、標準団員数を一定程度上回る団員数を条例定数としている団体における消防団員の確保に要する経費については、特別交付税により、所要の措置を講じているところである。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[小学校費・中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	福島県	東日本大震災に係る教育費の特例の継続	<p>「特定被災地方公共団体」に対して適用された、小学校費(児童数)、中学校費(生徒数)及びその他の教育費(幼児数)における特例率について、平成27年度も継続を求めるもの。</p> <p>[継続]</p>	<p>採用する。</p> <p>平成27年度において、年度途中の児童・生徒等の復帰が想定されること、又は校舎の維持管理も継続的に必要となることから、特例措置を継続することとする。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[その他の教育費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	葛巻町 (岩手県) 岩手県	公立保育施設入所人員 の算定対象の見直し	保育施設入所人員のうち、保育所 型認定こども園の幼稚園機能部分に 入所する児童も、算定の対象とされ たい。 [新規]	採用する。 「子ども子育て支援新制度」におい ては、入所する施設の種類に関わらず、子 ども・子育て支援法第19条第1項の認 定区分ごとに共通の給付を行うものとさ れたことから、交付税算定においても、 平成27年度から1号認定子どもに係る 給付の需要をその他の教育費において、 2・3号認定子どもに係る給付の需要を 社会福祉費において措置することとして いる。
2	(省)	金沢市 (石川県)	公立大学の整備に係る 事業費補正の創設	大学を対象とした一般単独事業債 に係る元利償還金の40%を、後年 度の基準財政需要額に算入された い。 [新規]	以下の理由により採用しない。 現行の地方債の元利償還金に対する地 方交付税措置のあり方については、事業 費補正は可能なかぎり縮減する方向であ る。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[その他の教育費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	滋賀県	図書館に要する経費の 加算について	<p>合併団体における各公共施設について平成28年度以降見直しが検討されている。その中で図書館について、人口密度による補正を新設していただきたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>平成26年9月に総務省が行った調査結果によれば、図書館については、人口密度の縮小による人口一人あたりの経費の増加傾向は確認されなかった。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**社会福祉費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	鶴岡市 酒田市 庄内町 (山形県) 宇陀市 (奈良県)	社会福祉費及びその他の教育費の算定における合併市町の実情を反映した密度補正の見直し	合併により行政面積が増加したが、利用者の利便を考慮すると保育所及び幼稚園の削減・統廃合が困難であるため、地域の実情を反映した算定を行うべき。 [新規]	採用する。 施設型給付に要する経費については、利用定員が小さな施設ほど子ども一人当たりにより要する経費が割高になることを踏まえ、適切に補正を講じている。
2	(省)	大阪市 (大阪府)	児童扶養手当の適実算入	児童扶養手当は、極めて義務的負担の性格が強い事務であり、各地方団体の判断で削減等が図れるものではない。引き続き、より実態に見合った算入方法で適切な措置が講じられるべきものとする。 [継続]	一部採用する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。 児童扶養手当給付費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、引き続き適切な措置に努める。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ **市町村分**]
 [総括 ・ **需要** ・ 収入]

[生活保護費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	大阪市 (大阪府)	生活保護費(医療扶助)におけるレセプト件数を用いた密度補正への変更	生活保護費(医療扶助)の密度補正について、現在用いている被生活保護者数よりも、よりの確に需要額を捕捉できるレセプト件数を用いた算定をお願いしたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 生活保護費における扶助費の算定に当たっては、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定している。また、医療扶助については、今般の生活保護法一部改正法の中でもその適正化に関する内容が盛り込まれたところであり、その運用状況も踏まえて検討する必要がある。 また、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正しており、平成27年度算定においても、被生活保護者一人当たりの単価および種地区分ごとの単価差等について見直しを行ったところである。
2	(省)	大阪市 (大阪府)	生活保護費における扶助費の全額算入	生活保護行政は法定受託事務であり、国の責務において行うことが必要であることから、国において認証し国庫負担金の算定に用いられている決算額に係る地方負担額については、その実態に応じて基準財政需要額に的確に算入すること。 [継続]	一部採用する。 生活保護費における扶助費の算定に当たっては、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎とし扶助の種類ごとに標準的な単価を設定しており、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正しているところである。 また、被生活保護者に係る前年度算入人員数と実人員数との差による精算を実施している。 平成27年度の単位費用策定に当たっても、被生活保護者一人当たりの生活扶助費等について、所要の見直しを行っている。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[生活保護費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	大阪市 (大阪府)	生活困窮者自立支援法の施行に伴う基準財政需要額への適実算入	生活困窮者自立支援制度については、生活保護制度と一体的に運用していくこととされており、その費用については生活保護法に規定する被保護者数等を勘案して算定した額等とされている。そのため、生活困窮者自立支援事業に係る経費については、生活保護に係る経費と同様に、被保護者数を基礎とした密度補正の算定となるよう要望する。 [新規]	一部採用する。 生活困窮者自立支援事業に係る経費については、生活保護費の単位費用に算入しているところであり、制度内容を踏まえた適切な算定を行っている。
4	(省)	荒尾市 (熊本県)	密度補正における生活保護の級地区分の反映	生活保護費の算定に当たっては、級地区分を考慮した、地域に応じた適切な算定を求めるとともに、種地による単価差補正ではなく、級地区分による単価差補正に改正していただきたい。 [新規]	一部採用する。 生活保護費における扶助費の算定に当たっては、密度補正において、まず級地別の単価差率を算出した上で、その後種地別の単価差率へ置き換えを行い、その単価差率により補正を行っている。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[保健衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	豊能町 能勢町 千早赤阪村 (大阪府)	簡易水道事業通常分及び臨時措置分に対する上水道事業統合後の交付税措置	簡易水道事業債のうち「給水人口」によって算入されていた通常分(27.5%)と臨時措置分が、上水道事業への統合に伴い交付税措置されなくなったため、実償還ベースもしくは許可額ベースの算入を行う。 [継続]	以下の理由により採用しない。 給水人口による措置は、簡易水道事業に係る経費について、市町村ごとの差異を反映することなく標準的に措置するものである。 なお、国庫補助(簡易水道再編推進事業)の対象となった建設改良のために発行する水道事業債(上水道事業分)の元利償還金に対して所要の地方財政措置を講じることとするなど、簡易水道事業の統合については特別な財政措置を講じているところである。
2	(省)	伊丹市 (兵庫県)	一般行政病院・診療所の建設・改良に係る病院事業債に対する普通交付税措置	一般行政病院・診療所の建設・改良に係る病院事業債に対して、公営企業として実施した場合の地方財政措置と同様の財政措置を講じていただきたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 一般会計により経理されている病院については、大学附属病院に係る病院事業債の元利償還金について普通交付税措置を講じている。 また、一般会計により経理されている診療所については、建設改良が必要とされる条件不利地域において発行される過疎債又は辺地債の元利償還金について普通交付税措置を講じているほか、へき地診療所に係る建設改良費について特別交付税措置を講じているところである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[保健衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	島根県	簡易水道事業に対する 上水道事業統合後の交 付税措置	簡易水道が統合し上水道となった 場合、建設改良分における給水人口 ベースの措置継続と、高料金対策分 における繰出基準緩和による措置拡 大 [新規]	以下の理由により採用しない。 独立採算が原則である上水道事業と比 べ、簡易水道事業は一般的に規模が小さ く経営基盤が脆弱であり、独立採算が難 しいことに鑑み、特別な財政措置を講じ ているところである。 なお、国庫補助(簡易水道再編推進事 業)の対象となった建設改良のために発 行する水道事業債(上水道事業分)の元 利償還金に対して所要の地方財政措置を 講じることとするなど、簡易水道事業の 統合については特別な財政措置を講じて いるところである。 また、上水道高料金対策に係る措置に ついては、料金較差等を踏まえその措置 内容を決定しているところである。
4	(省)	大田市 (島根県) 高松市 (香川県)	病院事業債に係る普通 交付税算入上限の見直 し	近年、資材高騰などの影響から建 築単価が上昇しており、病院事業債 に係る普通交付税の算入上限である 30万円/㎡を超える場合が増加し ていることから、実情を踏まえた算 入上限が設定されるよう適正な見直 しを求める。 [新規]	採用する。 最近の公立病院の建築単価の上昇等を 踏まえ、交付税措置の対象となる建築単 価引き上げる。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[保健衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	徳島市 (徳島県)	病院事業会計への一般会計繰出金に対する交付税措置	病院事業会計への一般会計からの繰出しについて、地方債の借入を伴わない建設改良費への交付税措置を検討されたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 地方債の発行を伴わない建設改良費(企業債外事業費)に係る繰出金については、密度補正単価において所要額を適切に算入している。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	大阪市 (大阪府)	後期高齢者医療給付負担金の単価差を反映した密度補正の新設	<p>後期高齢者医療給付負担金に係る交付税措置額が決算額と大きく乖離していることから、医療費単価との相関関係が見られる10万人当たり病床数による密度補正を新設された。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>地域間における医療費単価差の要因は一律ではないことから、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、全国の平均的な水準に基づくべきである。</p> <p>10万人当たり病床数については、指定市、中核市以外の市町村分の適切なデータが存在しない等の課題もある。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[清掃費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	京都市 (京都府)	観光地特有の財政需要を反映させるための補正係数の見直しについて	<p>温泉地以外の観光地における財政需要を的確に反映させるため、清掃費の需要額算定における密度補正の指標について、現行の「入湯税納税義務者数」ではなく、観光庁実施の全国共通基準による「全国観光入込客統計」の調査結果を用いて算定するよう見直すこと。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>交付税算定に用いる数値は、公平性を確保する観点から、全国的かつ客観的な統計数値であることを要するが、「全国観光入込客統計」は都道府県単位の調査であり市町村単位の公表数値が存在しないこと、都道府県においても全団体に導入しておらず、導入した団体の数値公表のタイミングも各団体に委ねられていること、統計数値の算出過程において推計値が用いられている等の課題があり、現時点での交付税算定に用いることは困難である。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[農業行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	南魚沼市 (新潟県)	農業行政費における多 面的機能支払交付金の 地方自治体負担分の算 定について	<p>多面的機能支払に係る普通交付税の算定について、単位費用における多面的機能支払交付金の適切な積算、農振農用地区内農地面積を用いた密度補正Ⅱの算定及び密度補正Ⅱにおける割落し部分の算出に、取組率を反映していただきたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>農振農用地の面積については、公信力のある基幹統計がないため密度補正の補正係数の算定に用いることは困難である。</p> <p>また、密度補正は客観的な基礎数値の大小に応じて行政経費が割高・割安になる状況を反映させるための補正であるため、実際の取組率を反映させることは適切ではない。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[徴税費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	釧路市 (北海道)	密度補正の拡充 (段階ごとの職員数の増)	合併による面積の広域化に伴う職員数の増による経費の増加を、より実態に即して反映させるため、密度補正における人口密度段階ごとの配置人員を増員する必要がある。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 市町村の姿の変化に応じた交付税算定については、平成27年度において、消防費、清掃費の見直しを行うこととしたところである。 その他の費目については、平成28年度以降見直しを行うこととしており、引き続き検討する。
2	(省)	宇佐市 (大分県)	密度補正の拡充 (段階ごとの職員数の増)	賦課・徴収業務にあてる職員数の削減には限界があるため、密度補正における人口密度ごとの税務職員数の実態に合わせて拡充する必要がある。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 市町村の姿の変化に応じた交付税算定については、平成27年度において、消防費、清掃費の見直しを行うこととしたところである。 その他の費目については、平成28年度以降見直しを行うこととしており、引き続き検討する。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	綾部市 (京都府) [継続] 北斗市 (北海道) 玖珠町 九重町 (大分県) 大崎町 (鹿児島県) [新規]	密度補正Ⅲにおける外国青年招致人員の対象範囲の見直しについて	英語教育の推進に資するため、外国青年招致人員に、民間委託による外国青年(NON-JET)人員数を算入していただきたい。 [継続][新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 JETプログラムについては、地域社会における国際交流活動の促進の一環として行われているため交付税において措置を行っている。 NON-JETについては、国際交流活動を含んで実施している人数を把握できる統計数値が存在しないものの、姉妹都市交流を通じて自治体が直接任用している人材について、JETプログラムと同様に地域の国際化に資する者がいると考えられることから、引き続き検討していく。
2	(省)	姫路市 (兵庫県)	地方中枢拠点都市制度に係る財政需要の算入について	地方中枢拠点都市のモデル都市に選定され、平成27年度以降に具体的事業の展開を行っていくことから新たな財政需要が発生するため、財政需要の適切な把握及び十分な財政措置をしていただきたい。 [新規]	採用する。 地方中枢拠点都市制度の導入に伴う新たな財政需要については、地方団体の実態を踏まえながら、地域振興費の普通態容補正及び特別交付税において措置していく。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	松江市 (島根県)	「集落支援員」及び 「地域おこし協力隊 員」の普通交付税措置 について	集落支援員及び地域おこし協力隊 員の交付税措置を、現在の特別交付 税から普通交付税の地域振興費に切 り替えをしていただきたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 基準財政需要額の算定に当たっては、 標準的な財政需要を算定している。 集落支援員及び地域おこし協力隊につ いては、活動人員が増加しているもの の、偏在性があり、標準的とは言い難 く、引き続き特別交付税で措置してい く。
4	(省)	笠岡市 (岡山県)	離島対策に要する経費	現状の交付税の算定においては、 離島対策に要する経費について、現 状の中学校費(スクールボート)と 地域振興費(隔遠地補正)では、捕 捉しきれないことから、財政措 置の拡充を図られたい。 [新規]	採用する。 市町村の姿の変化に応じた交付税算定 として、隔遠地補正について、離島市町 村の実態を踏まえ、消防に要する経費等 について、拡充を行った。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	今治市 (愛媛県)	地域振興費(人口)における属島補正に係る「島しょ人口」の見直し	<p>現在算定に用いている「島しょ人口」は、陸路で繋がっている島しょは除くこととなっており、市内の島しょ部のうち3島において、有料橋で接続されていることから対象外となっているが、有料橋であるがゆえに属島と同様に生じる割高な行政コストが反映されていないことから、有料橋で繋がる島については、属島と同様の取扱いとしていただきたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>有料橋であることにより、割高となる経費が、属島であることにより増高となる経費と同等であるとは言い難いものの、一定の割高となる経費が生じているものと考えられることから、具体の地方負担の状況を踏まえつつ、措置の在り方も含め引き続き検討する。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域振興費・事業所税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	大阪市 (大阪府)	基準財政収入額からの 事業所税の除外及び事 業所税見合いの基準財 政需要額の算入方法の 明示	<p>事業所税は基準財政収入額及びそれにかかる基準財政需要額の算入を行わないようにするべきと考えるが、現行制度を継続するとしても、事業所税見合いの需要額の捕捉状況を正確に把握するため、算入方法を明確にされたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>事業所税は目的税であるが、税収規模が大きく、用途が包括的に規定されていること等から、普遍性が高いものとして、法定普通税と同様に基準財政収入額に算入している。</p> <p>同税見合いの需要については、事業所税収入の用途状況を踏まえ、関係費目において、算入することとしているところであるが、明確とする観点も含め、算入方法について検討していくこととする。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域経済・雇用対策費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	北海道	算定方法の継続	算定に当たっては、引き続き人口密度を指標に用いること。 [新規]	採用する。 平成26年度と同様の指標により算定することとし、人口密度を指標に用いることとしたところ。
2	(省)	愛知県	算定方法の継続	算定に当たっては、過疎団体に配慮した算定とすること。 [新規]	採用する。 平成26年度と同様の指標により算定することとし、人口密度を指標に用いることとしたところ。
3	(省)	明日香村 (奈良県)	算定方法の見直し	算定に当たっては、第一次産業就業者数を指標に用いること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 本費目においては、海外競争力強化に必要な経費を算定するため、産出額及び出荷額に着目した算定を行ったところ。
4	(省)	高知県	算定方法の継続	算定に当たっては、引き続き平成26年度と同様の指標を用いること。 [新規]	採用する。 平成26年度と同様の指標により算定することとしたところ。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	旭市 (千葉県) 飯田市 (長野県) 小野市 (兵庫県) 中津市 豊後大野市 (大分県) 熊本市 (熊本県)	職員数削減率の算定方法の見直し	公営企業職員・消防職員・病院職員等を除外すること。 [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 職員数削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるものが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたものである。 なお、地方行財政改革の推進について、経済財政運営と改革の基本方針2015を踏まえ、総務省としての取組方針を検討しているところである。そうした状況などを踏まえつつ、行革指標のあり方についても引き続き検討する。
2	(省)	砺波市 (富山県)	職員数削減率の算定方法の見直し	普通会計部門と公営企業会計部門を区分して算定すること。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 職員数削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるものが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたものである。 なお、地方行財政改革の推進について、経済財政運営と改革の基本方針2015を踏まえ、総務省としての取組方針を検討しているところである。そうした状況などを踏まえつつ、行革指標のあり方についても引き続き検討する。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	小田原市 (神奈川県)	職員数削減率の算定方法の見直し	事務広域化や中核市移行に伴う職員数の増加分を適正に反映すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 行革により捻出した財源を活用して、地域経済活性化の取組を行っていると考えられることから、原則、総職員数を対象とするものである。 なお、広域連携により一部事務組合等から業務を引き受けることとなった場合においては、当該業務に従事する職員数のうち、定員管理調査上、把握できる人数を当該団体の過去の職員数に加算する特例を講じているところである。
4	(省)	米子市 (鳥取県)	職員数削減率の算定方法の見直し	人口増加による団体の特殊事情にも対応するよう、人口当たり職員数を用いて算定すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するものである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	南山市 (京都府)	職員数削減率の算定方法の見直し	職員数削減率の起点を全国のピークである5年間の平均値だけでなく、当該値と集中改革プラン直前の5年間の平均値のいずれか多い方の数値とすること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 全国の職員数のピーク時と各団体の職員数のピーク時が異なることも考えられることから、5年平均を用いることとしたところである。なお、削減率を算定する期間については、全国で同一の期間とする必要があると考えている。
6	(省)	流山市 (千葉県)	職員数削減率の算定方法の見直し	職員一人当たり人口数や人口増加率等を加味すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するものである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(省)	下松市 (山口県)	ラスパイレス指数の算 定方法の見直し等	<p>国の政策目的達成の手段として給 与水準を補正に用いることは不適當 であるため、ラスパイレス指数を用 いた補正は行わないこと。 また、地域経済活性化の指標を用 いた補正は行わないこと。 [継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>行革により捻出した財源が地域経済活 性化に要する経費に活用されていると考 えられ、その需要を算定するものである ことから、各団体の削減実績により算定 するものである。 また、地域経済活性化に積極的に取り 組み、成果指標を全国水準よりも伸ばし ている団体は、地域経済活性化に係る財 政需要が全国標準よりも多額であると考 えられることを踏まえ、人口を基本とし た上で地域経済活性化の成果を加味する こととしたところである。</p>
8	(省)	大阪市 (大阪府)	ラスパイレス指数の算 定方法の見直し	<p>本給のみでなく、諸手当などの見 直しも本給と同様に算定に反映する こと。 [新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>給与水準を比較する指標としては、本 給の水準を表すラスパイレス指数が最も 標準的な指標と考えられることから、こ れを用いて補正を行うこととしたもの である。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
9	(省)	北九州市 (福岡県)	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し	補助費等には、義務的な社会保障関係経費等が含まれているため除外すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 「補助費等のうち扶助費的なもの」の中には、国制度に係る社会保障関係経費の地方負担分だけでなく、県単独の補助費等、各団体の行革努力反映される部分も含まれていることから、人件費を除く経常的経費削減率の算定に含めることとしている。
10	(省)	小松市 (石川県)	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し	補助費等の額から、地方税(法人税割)還付金を除外すること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、人件費を除く経常的経費の総額により算定することとしたものである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(省)	奈良市 (奈良県)	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し	三セク解散時の保証費用の支出分を除外すること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、人件費を除く経常的経費の総額により算定することとしたものである。
12	(省)	長与町 (長崎県)	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し	人口一人当たりの経常的経費削減率を用いること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 行革により捻出した財源を地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するものである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
13	(省)	白山市 (石川県) 宝達志水町 (石川県)	地方債残高削減率の算 定方法の見直し	退職手当債を除外すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 地方債残高削減率については、地財対 策において財源の補填のために発行する 地方債、災害に係る地方債等といった、 各団体の行革努力が及ばない地方債につ いて、対象外とすることとしたものであ る。
14	(省)	深川市 (北海道)	地方債残高削減率の算 定方法の見直し	過疎債を除外すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 地方債残高削減率については、地財対 策において財源の補填のために発行する 地方債、災害に係る地方債等といった、 各団体の行革努力が及ばない地方債につ いて、対象外とすることとしたものであ る。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
15	(省)	白山市 (石川県) 静岡市 (静岡県)	地方債残高削減率の算 定方法の見直し	合併特例債を除外すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 地方債残高削減率については、地財対 策において財源の補填のために発行する 地方債、災害に係る地方債等といった、 各団体の行革努力が及ばない地方債につ いて、対象外とすることとしたものであ る。
16	(省)	白山市 宝達志水町 (石川県) 岡谷市 茅野市 富士見町 (長野県)	地方債残高削減率の算 定方法の見直し	第三セクター等改革推進債を除外 すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 地方債残高削減率については、地財対 策において財源の補填のために発行する 地方債、災害に係る地方債等といった、 各団体の行革努力が及ばない地方債につ いて、対象外とすることとしたものであ る。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
17	(省)	奈良市 (奈良県)	地方債残高削減率の算定方法の見直し	行政改革推進債を除外すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 地方債残高削減率については、地財対策において財源の補填のために発行する地方債、災害に係る地方債等といった、各団体の行革努力が及ばない地方債について、対象外とすることとしたものである。
18	(省)	高知県	適正な算定規模の設定及び地方債残高削減率等の算定方法の見直し	適正な規模での算定額を設定すること。また、防災・減災に係る事業経費や地方債を除外すること。 [新規・継続]	一部採用する。 地域の元気創造事業費については、各地方団体が地域経済活性化に取り組むための財源として、平成27年度地方財政計画において、まち・ひと・しごと創生事業費として1兆円を確保したところである。普通交付税においては、各地方公共団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための需要を、地域の元気創造事業費等により算定することとしている。 また、人件費を除く経常的経費削減率については、行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、その総額により算定することとし、地方債残高削減率については、地財対策において財源の補填のために発行する地方債、災害に係る地方債等といった、各団体の行革努力が及ばない地方債について、対象外とすることとしたものである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(省)	積丹町 (北海道)	地域経済活性化に関する指標の見直し	漁業生産額の指標を追加すること。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 漁業生産額は、市町村の取組ということ以上に、海水温の変化により漁業資源の量や漁場の場所、時期が大きく変化する事などから、5年に1度実施される漁業センサスにおいても、その変動が大きいと考えられることから、算定に用いるには慎重な判断が必要であり、引き続き検討する。
20	(省)	福知山市 (京都府)	地域経済活性化に関する指標の算定方法の見直し	産業関係の指標については、総体的に人口が減少していることから、一人当たり産出額等にすること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 地域経済活性化の成果に関する指標については、地域経済活性化に積極的に取り組み、成果指標を全国標準より伸ばしている団体に対して割増しを行うものであるため、産出額等の伸び率を用いることとしたものである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
21	(省)	北海道	地域経済活性化に関する指標の算定方法の見直し	製造品出荷額の指標について、秘匿値である場合は、全国の平均値を用いること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 地域経済活性化の成果に関する指標については、地域経済活性化に積極的に取り組み、成果指標を全国標準より伸ばしている団体に対して割増しを行うものであるため、一律全国の平均値を用いるといった措置は講じないこととしたものである。
22	(省)	柏市 (千葉県)	地域経済活性化に関する指標の算定方法の見直し	東日本大震災の被災団体に対する特例措置を講じること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 地域経済活性化に関する指標については、平成25年度以降の努力を算定に反映する観点から、今後、年次更新に伴って、震災からの復興の努力が成果指標に反映することとなるため、特例措置は講じないこととしたものである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
23	(省)	大阪市 (大阪府)	段階補正の見直し	人口を測定単位としているが、段階補正係数で大きな開きがあるため、その差を縮小すること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 人口に応じて、単位当たりの地域経済活性化に要する費用が割安又は割高になる点を考慮して、地域経済・雇用対策費の段階補正をベースに設定したものである。
24	(省)	深川市 (北海道) 大牟田市 (福岡県)	条件不利地域への対応	条件不利地域等に配慮して地理的要件に応じた補正を行うこと。 [継続]	以下の理由により採用しない。 条件不利地域の成果も適切に評価されるよう、指標の絶対値ではなく伸び率を全国の水準と比較することとしたところであり、地理的要件に応じた補正は講じないこととしたものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[人口減少等特別対策事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	高知県	条件不利地域への配慮	人口減少や少子高齢化が進んでいる条件不利地域に対して重点的な配分を行うこと。 [新規]	採用する。 新たに創設した人口減少等特別対策事業費の取組の必要度において、各指標の現状の数値が悪い団体の需要額を割り増すこととしたところ。
2	(省)	熊本市 (熊本県)	指標の見直し	人口増減率について、年少者人口・生産年齢人口・老年人口に分けて算定すること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 人口減少対策の必要度及び成果を包括的に反映する指標として、人口増減率を用いるとともに、人口減少対策等の施策に鑑みて、年少者人口比率や転入者・転出者人口比率等の指標を用いることとしたところであり、人口増減率を年少者人口・生産年齢人口・老年人口に分けることは必ずしも適当ではない。
3	(省)	十島村 (鹿児島県)	算定方法の見直し	取組の必要度分において、小規模団体は、人口が増加している場合であっても、人口増減率による係数を0.4とすること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 人口減少対策を行い、直近、人口が増えている団体については、「取組の成果」において割り増して算定することとしたところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[公債費 ほか]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	千葉市 (千葉県)	市場公募団体における、事業費補正及び公債費の補正係数の算定の基礎となる地方債の償還条件の見直し	基準財政需要額の算定の基礎となる償還条件を元金均等償還から満期一括償還に変更することが望ましい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 地方債の元利償還金については、地方団体における標準的な償還方法に基づき全国一律の方法で交付税措置しているところであり、個別団体の実際の償還方法に合わせるものではない。
2	(省)	千葉市 (千葉県)	臨時財政対策債の元利償還金における交付税算入額と実学償還額の乖離是正	臨時財政対策債の元利償還金については、交付税算入額と実学償還額の乖離が生じていることから、見直しを行うことが望ましいと考える。 [新規]	以下の理由により採用しない。 地方債の元利償還金については、地方団体における標準的な償還方法に基づき全国一律の方法で交付税措置しているところであり、個別団体の実際の償還方法に合わせるものではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	札幌市 (北海道)	臨時財政対策債発行可能額の算出方法について	臨時財政対策債発行可能額の算出に当たっては、財政力が強く資金調達力の高い団体に多く配分するように補正係数が設定されているが、元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されること、資金調達力が低い市町村においては発行額全額を公的資金で確保できることから、臨時財政対策債の配分割合について、全国一律の割合としていただきたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、財政力の強い団体は、一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩和するためである。
2	(省)	八王子市 (東京都)	国税5税の法定率の引上げによる交付税総額の確保と臨時財政対策債の振替割合の逡減	普通交付税の交付額を大きく上回る臨時財政対策債を起債することは、市民や議会の同意を得るのは難しい状況であることから、臨時債の振替割合について逡減するようにすること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、財政力の強い団体は、一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩和するためである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	横須賀市 (神奈川県)	臨時財政対策債の中核市等の振替率について	臨時財政対策債の配分に当たっては、中核市・特例市に限定した臨時財政債の振替率の引上げを行わないこと。 [新規]	以下の理由により採用しない。 これまで政令市については、その他の市町村とは別の計算式により臨時財政債の配分を行ってきたところであるが、中核市及び施行時特例市についても、一般市町村と比較し、行政権能や財政力が優位であることを踏まえ、平成27年度より、新たに個別の計算式を設けることとしたものである。
4	(省)	平塚市 (神奈川県) 南足柄市 (神奈川県)	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の改善	臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力が1に近い団体においては、高い振替率により地方債残高が急増し、今後財政の硬直化が懸念される、また、財政力の高い団体は概して法人住民税の国税化の減少幅も大きく、財源不足額が増加したとしても、多くが臨時財政債に振り替わってしまうことから、現状の財政力の高い団体への過度な傾斜配分を緩和するよう考慮すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、財政力の強い団体は、一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩和するためである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	大阪市 (大阪府)	臨時財政対策債発行可能額の算出方法について	<p>指定都市を除く市町村の臨時財政対策債の全額に公的資金が配分されているため、資金調達能力に関係なく発行が可能であることから、振替率を50%を上限とし、将来的には一律の配分としていただきたい。また、市民等への説明責任を果たすためにも、より詳細な算定方法の考え方について明示いただきたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、財政力の強い団体は、一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩和するためである。</p> <p>なお、算定方法については、普通交付税に関する省令に規定するとともに、例年、全国財政課長・市町村課長合同会議等において、情報提供を行っているところである。</p>
6	(省)	尼崎市 (兵庫県)	財源不足額基礎方式における算定方法の見直し	<p>臨時財政対策債の総額が縮減している中で、財政力の高い団体に傾斜がかかることにより、その恩恵を限定的にしか受けることができないことから、現状以上に財政力の高い団体への傾斜配分が高くないようにすること。また、全額を「財政力指数による補正」により算定するのではなく、一部を「財源不足額」に応じた配分とすること。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、財政力の強い団体は、一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩和するためである。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(省)	広島市 (広島県)	臨時財政対策債発行可能額算定上における政令指定都市の取扱い	指定都市にのみ適用される算出式を廃止または振替率を緩和し、臨時財政対策債の割合が高くなっている指定都市の現状を是正すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、財政力の強い団体は、一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩和するためである。 この観点から、行政権能が町村より道府県に近い政令市において、一般市町村と同様の算出方法ではなく、道府県に近い算出方法を設定したところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	南砺市 (富山県)	消防費、その他教育費 の密度補正の見直し	消防費とその他の教育費の密度補正 について、算定された施設数と実数 に乖離があるため見直しを図るとと もに、合併団体の居住地の点在度合 いを反映させるため、合併団体数に よる補正を行うこと。 [新規]	一部採用し、引き続き検討する。 【常備消防費】 消防については、合併により市町村面 積が拡大したことを踏まえ、標準団体の 出張所を2箇所から3箇所に見直すとも に、合併市町村においては、旧市町村 における常備消防機能(消防署所)の維 持に係る経費を算定に反映させるため、 旧市町村ごとにその割増経費を算定し、 一本算定に密度補正により加算すること とした。 【非常備消防費】 非常備消防費については、平成の合併 による市町村の姿の変化を踏まえ単位費 用において消防団員数(+20人)、分 団数(+1分団)の拡充を図り、人口密 度450人/km ² 未満の団体に対して密度 補正を行うように見直した。 【その他の費目】 平成28年度以降見直しを行うことと しており、引き続き検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
2	(省)	兵庫県	合併市町への交付税措置について	合併市町村特有の行政需要を適切に反映すること (消防費、徴税费、その他教育費、社会福祉費) [新規]	一部採用し、引き続き検討する。 【消防団員数】 非常備消防費については、平成の合併による市町村の姿の変化を踏まえ、単位費用において消防団員数(+20人)、分団数(+1分団)の拡充を図り、人口密度450人/k㎡未満の団体に対して密度補正を行うように見直した。 なお、標準団員数を一定程度上回る消防団員がいる団体については、特別交付税の対象としているところである。 【税務職員数、社会体育施設、保育所】 市町村の姿の変化に応じた交付税算定については、平成27年度において、消防費、清掃費の見直しを行うこととしたところである。 その他の費目については、平成28年度以降見直しを行うこととしており、引き続き検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	鳥取市 (鳥取県)	合併に伴う行政区域の 広域化による実態反映	公民館などの公共施設や消防、福祉・医療サービスなど、行政区域の広域化により整理統合・効率化が困難なもの、新たに発生する需要に対して合併市の実情を十分に把握し、算定に的確に反映。 [新規]	一部採用し、引き続き検討する。 市町村の姿の変化に応じた交付税算定については、平成27年度において、消防費、清掃費の見直しを行うこととしたところである。 その他の費目については、平成28年度以降見直しを行うこととしており、引き続き検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)	長崎県	「市町村の姿の変化に対応した交付税算定について」に係る合併団体の実情に応じた交付税算定について	<p>①合併団体では、公民館、図書館、社会体育施設、公立保育所等について、非合併団体よりも大幅な財政需要が生じており、施設数に応じた新たな密度補正の創設</p> <p>②離島の合併団体は、共同調理場、公民館、社会体育施設等について、県内全市町村平均よりも大幅な財政需要が生じており、施設数に応じた新たな密度補正の創設や、隔遠地補正の大幅な拡充が必要</p> <p>③属島では、公民館、公立幼稚園、保健センター等について、大幅な財政需要が生じており、属島地域に係る段階補正の創設する必要</p> <p>④飛び地合併については、スケールメリットが働きにくく実質的に属島地域と類似の状況と考えられるため、飛び地旧町に係る段階補正や本庁からの距離に応じた補正など、実情に応じた算定が必要。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>市町村の姿の変化に応じた交付税算定については、平成26年9月に行った実態調査を踏まえ、平成27年度において、消防費、清掃費の見直しを行うこととし、合わせて消防費、清掃費の離島割増し経費についても、隔遠地補正を見直したところである。</p> <p>その他の費目については、平成28年度以降見直しを行うこととしており、引き続き検討する。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	沖縄県	交付税の算定に用いる標準団体の面積の拡大の見直しに伴う、人口密度が高い地域への適切な算定について	標準団体の面積が拡大することにより、標準団体の人口密度が減少した場合でも、現在密度補正を適用している各費目における増加需要額が従前どおり確保されるよう、人口密度の高い地域においても、不利にならないように、適切に制度設計していただきたい。 [新規]	採用する。 合併により市町村の面積が拡大したことを踏まえ、標準団体の面積を210km ² に見直すこととしたところである。 また、市町村の姿の変化に応じた交付税算定については、平成27年度において、消防費、清掃費の見直しを行うこととし、加えて、標準団体の面積を210km ² に見直すことにあわせて、密度補正の対象を200人/km ² 未満の団体から450人/km ² 未満の団体に拡大したところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	札幌市 小樽市 帯広市 登別市 (北海道) 千葉市 (千葉県) 横須賀市 (神奈川県) 川西市 (兵庫県) 下松市 (山口県) 大牟田市 (福岡県)	市町村民税所得割における分離譲渡所得以外の精算制度の導入	市町村民税所得割について、課税実績との乖離が大きいことから、分離譲渡所得分以外についても精算制度を導入されたい。 [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていないところであるが、引き続き、個々の団体における乖離の状況等を勘案しながら今後とも精算制度導入の必要性について検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
2	(省)	竹原市 (広島県)	市町村民税(所得割)への精算制度の導入及び税源移譲分100%算入の廃止	市町村民税所得割について、課税実績との乖離が大きいことから、分離譲渡所得分以外についても精算制度を導入されたい。 また、算定の簡素化の観点から税源移譲相当額の100%算入について廃止されたい。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていないところであるが、引き続き、個々の団体における乖離の状況等を勘案しながら今後とも精算制度導入の必要性について検討していく。 基準財政収入額の算定については、自主財源である地方税の税源涵養に対する意欲が損なわれないようにする等のため、算入率(75%)を設けているところであるが、所得税から個人住民税への税源移譲に伴う影響額については、税源移譲によって財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、当面、基準財政収入額に100%算入することとしているところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	尼崎市 (兵庫県)	市町村民税所得割における「算定に用いる単 位額」と「実績」の乖 離是正	全国単位額の算出方法について地方 交付税制度解説に明示の上、滞納繰 越分が原因と考えられる単位額と実 績の乖離を是正されたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 所得割の基準税額の算定に用いる単 位額は、前年度の課税実績(滞納繰越分を 除く。)を基礎として、当該年度の地方 財政計画における収入見込額(滞納繰越 分を含む。)との整合性を確保した上で 算出しているものであり、滞納繰越分に 係る当該年度の収入見込額のみならず、 前年度から当該年度にかけての所得金額 の変動や税制改正による増減収入見込額 についても勘案したものとなっている。 なお、平成24年度地方財政計画におい て、所得割(市町村分)の収入見込額に 占める滞納繰越分の割合は1.9%と なっている。
4	(省)	県内全市町村 (島根県)	市町村民税(所得割)に ついて、全国一律の単 位税額による算定か ら、都市部と地方部で 差を設ける乖離是正	市町村民税所得割について、過去の 交付税算定と課税実績との乖離率を 基礎に、都市部と地方部における補 正を導入されたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 基準財政収入額は、当該年度の標準的 な税収入を合理的に算定するものであ り、過年度の算定額と課税実績との乖離 を反映させることは、適切な算定とはい えない。 なお、都市部と地方部に区分した補正 を設定することは、合理的に地方団体を 都市部と地方部に区分できないため、適 切とはいえない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[軽自動車税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	愛知県	軽自動車税のうち、「もっぱら雪上を走行するもの」等の算定方法の見直しについて	地方税法で標準税率を定めた種類に区分し難い雪上車等については、市町村において税率を別に定めることができる旨規定されており、26年度税制改正を踏まえて改正された税率の状況は、各市町村毎に一律でないことから、交付税の算定上も一律の基準税率を定めるのではなく、各自治体が定める税率を反映していただきたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 基準財政収入額は、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入を算定の対象としている。 このため、かねてから、地方税法において標準税率の定めのない軽自動車等(雪上車、小型特殊自動車等)に係る軽自動車税の基準税率については、関係市町村において実際に採用されている税率の平均的な水準を踏まえ、全国一律に設定しているところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[事業所税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	八王子市 (東京都)	自治省通知に基づく 事業所税減免額の基準 財政収入額からの控除	自治省通知に基づき、各自治体の 条例で定める事業所等に係る事業所 税減免額を基準財政収入額から控除 すること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 地方税法第701条の57に基づく事 業所税の減免は、当該指定都市等の条例 の定めるところにより減免することがで きるものである。 基準財政収入額は、標準的な地方税収 等を算定するものであり、当該指定都市 等の条例により定められる減免額を控除 することは適当ではない。